

京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領

(趣旨)

第1条 京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付は、京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年3月17日制定。以下「要綱」という。）に定めるほか、本実施要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業立地 企業等が行う、その事業の用に供する工場若しくは事業場又は事業の用に供する設備（以下「事業所等」という。）の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の特定市町村の長が推薦したものをいう。

ア 事業所等の新增設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上であること

ウ 当該特定市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと

エ 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

オ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号。以下「立地条例」という。）第1条に掲げる産業に属する事業

(ウ) 要綱第2条第1項に規定する特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。（エ）において同じ。）が定められている場合にあつては、当該特定の業種に属する事業

(エ) 立地条例又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により府又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 企業立地日 企業立地する場合であつて、次に掲げる日をいう。

ア 企業等が小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者、同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者又

は当該小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が行う電気の需給契約の締結の取次ぎを業として行う者をいう。以下同じ。)と新たに電気の需給契約を締結する場合にあっては、電気の供給を受けた最初の日(本格稼働前の試運転が行われた場合にあっては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする。以下同じ。)

イ 小売電気事業者等と新たに電気の需給契約を締結しない場合にあっては、次のいずれかの日

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日

(イ) デマンド契約(最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約をいう。以下同じ。)を結んでいる場合にあっては、直前の計量日

(3) 特例増設 企業等が企業立地日の後に行う、事業所等の増設のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、1事業所等につき2度の増設に限る。

ア 事業所等の増設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上であること

ウ 増設に伴い取得した地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産の価額(以下「投資額」という。)の総額が次に掲げる金額以上であること

(ア) 当該増設が所在市町村(要綱第2条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。)において行われる場合にあっては、250万円

(イ) 当該増設が隣接市町村等(要綱第2条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。)において行われる場合にあっては、500万円

エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例(平成13年京都府条例第40号。以下「立地条例」という。)第1条に掲げる産業に属する事業

(ウ) 要綱第2条第1項に規定する特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。(エ)において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(エ) 立地条例又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より府又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(4) 特例増設日 特例増設する場合であって、次に掲げる日をいう。

ア 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日

イ デマンド契約を結んでいる場合にあっては、直前の計量日

(5) 雇用創出効果 第5条の交付の申請が行われた日が属する半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。以下同じ。）の前の半期の最後の日（以下「半期末日」という。）において、申請を行った企業等が事業所等の所在する市町村内において雇用している雇用者の人数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の人数をいう。ただし、当該事業所等が所在市町村又は隣接市町村等から府内の他の隣接市町村等に移転する場合においては、旧事業所等において雇用していた雇用者の人数を除く。）から次に掲げるいずれかの雇用者の人数を控除して得た人数をいう。

ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期末日の雇用者の人数の中で最も多い雇用者の人数。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

（補助対象経費）

第3条 要綱第4条第2項第1号に規定する事業費は、特定市町村の区域内における企業立地支援のため、補助事業者が企業等の申請に基づいて当該企業等に対して給付する電力給付金（当該企業等が支払う電気料金を基に補助事業者が第6条の規定により算出し、当該企業等に対して給付する給付金をいう。）及び特例給付金（雇用創出効果を基に補助事業者が第8条の規定により算出し、当該企業等に対して給付する給付金をいう。）（電力給付金と特例給付金をあわせて、以下「給付金」と総称する。）の交付に要する経費とする。

2 要綱第4条第2項第2号に規定する一般事務費の対象となる経費は、前項に掲げる給付金の交付を行うための経費とし、次表の左欄に掲げる経費とする。

経 費	摘 要
事務費	人件費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、消耗品費、雑費及び賃借料

一般管理費	事務費×10パーセント以内
-------	---------------

3 前項に掲げる経費の総額は、第1項の補助金の額の2.5%以内の額とする。ただし、当該額は、半期につき、次に掲げる額を下回らないものとする。

- (1) 新規申請の場合 100,000円
- (2) 継続申請の場合 85,000円

(交付の対象)

第4条 給付金の交付の対象は、特定市町村の区域内において行われる事業であって、雇用創出効果が3人以上であるものとする。ただし、企業等が次の各項に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象としない。

- (1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

(交付の申請)

第5条 要綱第3条第1項の知事が定める日は、4月1日からの半期に係る補助金については7月1日から7月15日まで、10月1日からの半期に係る補助金については1月1日から1月15日までの間とする。ただし、企業立地又は特例増設の初回の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期又は翌々半期に行われるものとする。

2 一の企業等に対する給付金の交付の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期の開始日以降8年を超えない期間に限り、申請をすることができるものとする。

(電力給付金の額の算定)

第6条 一の企業等に対する一の半期における電力給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$(a - b) \times c \times d$$

a は、別表1の第1欄に掲げる金額に応じ、第2欄に掲げる金額とする（第9条において同じ。）。

b は、原則として、別表2の第1欄に掲げる市町村の区分に応じ、第2欄に掲げる金額とする（第9条において同じ。）。

c は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半

期である場合にあつては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間)の企業等の契約電力(小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく契約電力をいう。以下同じ。)の平均契約電力(以下単に「平均契約電力」という。)から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力(第9条において同じ。契約電力が別表3の第1欄に掲げる雇用創出効果に応じた第2欄に掲げる契約電力を超える場合にあつては、第2欄に掲げる数とする。)とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間(補助金が交付されていない期間を除く。)の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

dは、一の半期における実支払電気料金の支払回数(以下「電気料金支払月数」という。)とする(第9条において同じ。))。

(特例給付金の対象)

第7条 特例給付金の交付の対象は電力給付金の交付の対象であつて、企業立地日又は特例増設日が平成20年4月1日以降のものであり、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

(1) 企業立地日及び特例増設日の属する半期(特に認める場合にあつては、この限りではない。)の投資額が次の各号に掲げる金額以上であること。

ア 当該投資が所在市町村(要綱第2条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。)において行われる場合にあつては、500万円(増設の場合にあつては、250万円)

イ 当該投資が隣接市町村等(要綱第2条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。)において行われる場合にあつては、1,000万円(増設の場合にあつては、500万円)

(2) 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

ア 製造業に属する事業

イ 立地条例第1条に掲げる産業に属する事業

ウ 要綱第2条第1項に規定する特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は特定市町村

が金銭の貸付けを行うものに限る。エにおいて同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

エ 立地条例又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より府又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(特例給付金の算定)

第8条 一の企業等に対する一の半期における特例給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$e \times f$$

eは、別表4の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる金額とする。

fは、雇用創出効果とする。

(交付額)

第9条 一の企業等に対する一の半期における給付金の交付額は、次の各号に掲げる金額のうち最も額の小さいものとする。ただし、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領(平成20年4月1日付け平成20・03・28資庁第10号)第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(1) 電力給付金の算定額の特例給付金の算定額を加えた金額

(2) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$g \times h - (c' \times b \times d)$$

gは、当該半期における実支払電気料金(別表1の注1において算定される額。)

hは、別表5の第1欄に掲げる地域に応じた第2欄の係数

c'は、交付の申請日の属する半期の前の半期(企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間)の平均契約電力(電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。)第9条第1項第1号イに規定する特別単価が適用される市町村に企業立地する企業等にあっては、5,000キロワットとする。ただし、特別単価が適用される市町村について、契約電力が5,000キロワットを超える電力需要家に関し、特別単価を適用しない場合において得た金額に当該電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数字を乗じて得た金額が特別単価に5,000を乗じて得た金額を上回るものがある場合にあってはこの限りでない。)から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日

から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

(3) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$c \times (a \times i - b) \times d$$

i は、別表6の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる係数とする。

(交付の特例)

第10条 二以上の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が共同して行う企業立地（当該中小企業者の雇用創出効果がそれぞれ3人未満である場合に限る。）であって、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、それぞれ一の中小企業者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第6条に規定するcは1、500キロワットを限度とする。

2 二以上の企業等が同一の工業団地内、敷地内又は事業所等内において行う企業立地（雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。）の場合であって、当該企業等が共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第6条に規定するcは、共同して電気の供給を受けた契約電力とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成14年分の補助金から適用する。
- 2 平成14年分の補助金の交付の申請については、第5条中「毎年6月15日から6月30日まで又は12月10日から12月25日まで」とあるのは、「別に通知する日」とする。

附 則

この要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年度分の補助金から適用する。

- 2 この要領による改正後の京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領の規定は、企業立地日及び特例増設日が平成20年度以降の事業について適用し、この要領による改正前の京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領第2条に規定する立地日が平成19年度以前のこの要領による改正前の京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領第4条に規定する企業立地については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年度下期分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領による改正後の京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領第2条第1項第1号の規定は、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の京都府原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付に係る実施要領第2条(2)、第6条及び第10条第2項の規定並びに別表1に係る改正は、平成28年4月1日以降の電気の需給契約から適用し、平成28年3月31日以前の電気の需給契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年度下期分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月10日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年12月20日から適用する。
- 2 令和6年1月1日から令和6年1月15日までの交付の申請に係る給付金の交付額については、第9条ただし書（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、適用しない。

(別表1)

第1欄	第2欄
～1,500円未満	600円
1,500円以上1,600円未満	640円
1,600円以上1,700円未満	680円
1,700円以上1,800円未満	720円
1,800円以上1,900円未満	760円
以降100円刻み	以降40円刻み

第1欄の金額：一の半期における実支払電気料金 ÷ (契約電力×一の半期における電気料金支払月数)

(注) 1. 一の半期における実支払電気料金とは、交付の申請が行われた日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の実支払電力料金（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく支払電気料金をいう。）から次に掲げる支払電気料金を差し引いて算定される額とする。

ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の前1年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額
イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の前1年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の実支払電気料金の中で最も金額の大きい支払電気料金の額。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の前1年間

の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

2. 最初の給付金の交付に係る実支払電気料金及び電気料金支払月数は、小売電気事業者等との電気の需給契約に基づき電気の供給を受けた最初の日の属する月の翌月以降、当該月の属する半期の最後の月までの間に支払われた電気料金の金額及び支払回数とする。

(別表 2)

第 1 欄	第 2 欄
規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 4 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 5 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する市町村	同号に規定する β の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 5 号に規定する市町村	同号に規定する γ の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 6 号に規定する市町村	同号に規定する δ の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 7 号に規定する市町村	同号に規定する ε の金額を 2 で除した金額

- (注) 1. 第 2 欄は、申請日の属する半期の前半期の属する年度の金額とする。
2. 第 2 欄の金額に端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

(別表 3)

第 1 欄	第 2 欄
3 人以上 20 人未満	1, 500 キロワット
20 人以上	2, 500 キロワット

(別表 4)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	300 千円

隣接市町村等	150千円
--------	-------

(別表5)

第1欄	第2欄
所在市町村	1
旧特定市町村である隣接市町村等	0.75
旧特定市町村ではない隣接市町村等	0.5

(別表6)

第1欄	第2欄
所在市町村	2
旧特定市町村である隣接市町村等	1.5
旧特定市町村ではない隣接市町村等	2